

## 小特集「ソフトウェアの法的保護」の編集にあたって

小山 謙 二†

将来の高度情報化社会におけるソフトウェアの果たす役割は大きく、知識集約型のわが国の基幹産業としてソフトウェア産業への期待も大きい。一方、プログラムやデータなどのソフトウェアの無断コピーによる不正行為も社会問題化してきている。これは、ソフトウェアがその開発に多大なコストがかかり、製品として高価な価値をもつが、そのコピーは容易かつ安価にできるというソフトウェア特有の性質をもつからであろう。高度情報化社会の発展のためには、ソフトウェアの有効利用を促す健全な流通体制の整備が重要である。ソフトウェアの正当な開発者と利用者の利益を守り、ソフトウェアの健全な流通を促進するためには、技術的対策のみならず、法的な保護制度の確立が不可欠である。

ソフトウェアをいかなる法律で保護するかはさまざまな論議がなされている。著作権でソフトウェアを保護する考え方もあるが、現行の著作権法では不十分というも事実である。たとえば、権利の存続期間、翻案に関しての同一性および類似性の判定、使用権と複製権、人格権、損害賠償などの点を含め、ソフトウェア自身のもつ特有の性質を踏まえた改正が必要であろう。また、文化庁が主張するように著作権法の改正で対処するか、通商産業省（通産省）が主張するように新たな特別立法を創設して対処するかも議論の分かれるところである。

このように、ソフトウェアの法的保護に関する定説や社会的合意が未だ確立されていない状況のもとで、この小特集が企画された。この企画は、第一線で活躍されている専門家の4氏にソフトウェアの法的保護に関する考え方、主張点および世界の動向を論説してい

ただき、われわれ情報処理学会の会員の間で広く論議を行う場合の材料やヒントを提供していただくことをねらっている。本学会の立場として公平を期すため、著作権改正を支持する方2氏とソフトウェア権法を支持する方2氏に論説記事の執筆を依頼した。しかし、もちろん、個人的な資格で執筆していただいているので、各執筆者の意見が所属機関の公式見解というわけではない。

本小特集の構成（50音順）は次のようになっている。

（1）弁護士植松宏嘉氏は、ソフトウェアの法的性質を本質論から説き、これに基づいて学問的にも実務的にもいかなる法的保護体系が適切かを論説している。

（2）通産省の岡田克也氏は、現存の法的手段の問題点と改良点について基本的枠組と個別的内容から検討した結果を基にプログラム権法の必要性を論説している。

（3）文化庁の木村豊氏は、著作権法による保護の現状と対応の方向を立法化の観点から論説している。

（4）日本IBMの高石義一氏は、著作権による保護が妥当であることを基本的視点と国際動向から論説している。

ところで、本小特集の論説に対する会員の皆様の意見や感想または独自の論説を学会宛にお寄せ下さい。それらを本誌に適宜掲載していくことによって、さらに論議を深めたいと思っています。

最後にご多忙の中を、快く執筆を引き受けてくださった執筆者の方々、ならびに、編集、査読にご協力いただいた方々に深く感謝いたします。

（昭和59年9月18日）

† 日本電信電話公社武蔵野電気通信研究所